

平成30年度 相模台地区まちづくり懇談会結果報告

- 1 日 時 平成30年11月16日(金)午後7時から午後8時30分まで
- 2 場 所 相模台公民館大会議室
- 3 市側出席者 梅沢副市長、佐藤南区長、熊坂健康福祉局長、小林教育局長、鈴木副危機管理監
阿部南区副区長、齋藤市民局長、樋口市民局次長
- 4 出席委員等 30人
- 5 傍聴者 14人
- 6 懇談会の要旨

テーマ1	避難所について
概 要	<p>災害時に地域の拠点となる避難所については、近年の大地震や自然災害の教訓を受け、居住が困難な人が身を寄せるための機能に加え、在宅避難者支援や車中泊対策、高齢化に伴う要援護者支援など、その役割は益々増えている。</p> <p>そこで、避難所の運営を担う避難所運営協議会の体制及び運営、また、台風等の風水害時における避難所の開設等に関して、これまでの訓練や会議の中で生じた課題について、市の見解や今後の方策を伺いたい。</p>
課題事項1	避難所運営に対する課題について
概 要	<p><福祉避難所について></p> <p>「避難所での避難生活が著しく困難な方を移動する避難所」として位置付けられている福祉避難所だが、避難所運営マニュアルでは、その判断については「協議会で検討し、現地対策班と調整する」としか記されていない。</p> <p>協議会で判断できるようにするには、一定の判断基準やチェックシートなどを付ける必要があり、市民で編成される要援護者支援班で対応するのは、専門性を必要とする介護知識や能力の面で極めて困難と考えるが市の考え方を伺いたい。</p> <p><避難所のトイレについて></p> <p>避難所運営マニュアルでは、施設トイレの安全が確認され、水が確保できれば、施設のトイレを使用できるとしているが、公共下水道が被災した場合の対応については記されていない。水が使用できても排水先の状態が市として確認できるまでの間は施設のトイレの使用は控え、下水への流下のない、簡易トイレや仮設トイレを設置し使用すべきと考えるが市の考え方を伺いたい。</p> <p>また、このことは避難所に限らず、各家庭においても同様だが、発災直後のトイレの使用禁止や簡易トイレの備蓄などについて、市民に広く周知する必要があると考えるが併せて市の考えを伺いたい。</p>
市の取組等の説明	<p>避難所運営マニュアルにおいては、避難所の運営に当たって、高齢者や障害のある方等について、配慮をお願いしている。</p> <p>避難所での生活が困難である場合は、福祉避難所へ移動していただくこととしている。</p> <p>内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」には、特別な知識がなくとも、避難者を適切な避難場所へ誘導する判断基準の例が示されている。</p> <p>本市の避難所運営マニュアルにも、改訂のタイミングに合わせ、同判断基準等を掲載する方向で検討する。</p>

	<p>保健師や精神保健福祉士等が避難所を巡回することとしており、支援を必要とする方をサポートする体制を構築している。（健康福祉局）</p> <p>地震等で公共下水道が被災した場合には、発災後直ちに点検を行い、トイレ等の使用制限の有無について確認し、使用制限が必要なエリアの住民の方々へは、ひばり放送などを活用して速やかに周知する。（危機管理局）</p>
<p>主な質疑等</p>	
<p>質問要旨 (提案者)</p>	<p>福祉避難所について、市の避難所運営マニュアルに、改訂のタイミングに合わせて、同判断基準等を掲載する方向で検討することだが、改訂の時期はいつ頃か。</p>
<p>回答</p>	<p>現在のマニュアルが平成29年1月に改訂したところであるため、今すぐということは想定していないが、判断基準の掲載やそのほかの課題も踏まえ総合的に判断し、なるべく早い時期に改訂を行いたい。（健康福祉局）</p>
<p>質問要旨</p>	<p>内閣府のガイドラインについては、素人が判断できる基準にはなっていないと考える。</p>
<p>回答</p>	<p>内閣府のガイドラインでは、特別な知識がなくても判断できる基準が示されており、これらを活用した、災害時の判断基準とするための取り決めや訓練等の実施が期待されている。</p> <p>日頃から支援が必要な方の把握が課題の一つとなっており、有事の際に一般の避難所から福祉避難所へ移る判断をする際には、現地対策班との調整なども必要となるため、避難所担当の市職員とともに避難されている方の様子の把握や意向の確認について地域のご協力をお願いしたい。</p> <p>内閣府から示されている判断基準については、避難所運営マニュアルの改訂の際に、市の避難所運営マニュアルに新たに掲載したいと考えるが、実際に運用する際は様々な課題があると考えため、引き続き地域での訓練等を通して、皆様からご意見をいただきながら、更に良いものにしていきたい。（健康福祉局）</p>
<p>質問要旨</p>	<p>災害時要援護者数について、他市で公表している市町村があるが、相模原市は公表しないのか。</p>
<p>回答</p>	<p>災害時要援護者名簿については、市で作成しており、地域でその名簿を活用し助け合いの仕組みをつくりたい場合には、協定を締結し、市で同意をいただいている方について情報を提供するという取組を行っている。地域でどれぐらいの人が想定されるかということについては、全くデータがないわけではないので、活用方法など市でも改めて検討していきたい。（健康福祉局）</p>
<p>質問要旨</p>	<p>相模台地区の中で福祉避難所の協定を結んでいる状況はどうか。</p>
<p>回答</p>	<p>福祉避難所については、市全体では、市内の特別養護老人ホームあるいは障害者施設など119カ所の福祉施設を福祉避難所として位置づけている。受け入れの想定人数については、市全体で3,600人程度ということで想定している。</p> <p>また、この相模台地区においては、7カ所の施設を福祉避難所として位置づけており、実際の受け入れ人数については、災害の発生状況とか施設の状況などの影響も考えられるが、想定としては、その7カ所の施設で約100名の受け入れ人数ということで想定している。（健康福祉局）</p>

質問要旨	支援が必要な方の把握をしているとのことだが、それは手帳を持っている人のことか。
回答	市で作成している名簿については、お見込みのとおり、障害者手帳などを持っている方についてのリストを作成している。（健康福祉局）
質問要旨	発達障害やボーダーラインにいる方々についてはリストには入っていないということか。
回答	障害者手帳とか療育手帳を持っている方はリストに載っているが、そのようなものをお持ちでない方は載っていない。（健康福祉局）
質問要旨	そのような方々はリストに載っていないため、避難所にいらした場合の対応をどうしたらいいのか。
回答	福祉避難所への移動が必要な方かどうかの判断については、手帳の有無だけではなく、当然その方の状態などに応じた対応が必要かと考えている。（健康福祉局）
質問要旨	地域や市の職員が円滑に判断できるように何か対応策はあるのか。
回答	その方がどういう支援が必要かについては、専門的な知識がないと、基本的には判断できないものと思っている。ただし、災害時に支援が必要な方を、例えば大きな不安の中でお世話するのがいいのか、静かなところへ連れていっていいのかどうかについては、国のガイドラインなども活用しつつ、避難所担当職員と地域の皆様にご協力いただき、対応した中で、市の専門職が巡回などの際にフォローしていければと考えている。（健康福祉局）
質問要旨	自分の子どもや家族が障害者で、災害があったときに助けや支援が必要なひとは、要支援者名簿に登録して情報を提供しておくことである。そうしない限り、避難所に来ても助けることは難しいと考える。
回答	-

課題事項 2	風水害時の避難所開設について
概要	<p>< 暴風による避難情報の発令の判断基準等について ></p> <p>近年、台風やゲリラ豪雨等の風水害による災害が増加している。</p> <p>9月に発生した台風24号でも、記録的な暴風雨により各地に甚大な被害をもたらした。県内でも全域に大雨、暴風警報等が発令され、近隣市でも避難準備情報や避難勧告の発令により多くの避難所が開設された。</p> <p>一方で、本市においては、緑区一部に避難勧告(土砂災害)が出されたものの、暴風避難に関する発令はなかった。</p> <p>そこで、本市における風水害時(特に暴風)避難所の開設に係る避難準備情報や避難勧告の発令の判断基準、また、暴風対策の現状等について伺いたい。</p> <p>< 避難所の窓ガラスの暴風対策、破損防止策について ></p> <p>風水害、地震など各種災害時避難所となる小中学校について、耐震等の改修は実施されていると認識しているが、暴風等による窓ガラスの破損に備えた、防災安全ガラスや飛散防止フィルムなどの安全対策の現状と今後の対策について伺いたい。</p>
市の取組等の説明	<p>< 暴風による避難情報の発令の判断基準等について ></p> <p>土砂災害、洪水の避難勧告等は、判断基準を定めて発令している。</p> <p>暴風に限った避難行動は、屋内避難が適切であり、防災ガイドブックで屋内の安全確保に有用な器具の利用や、竜巻の場合の安全確保を周知している。</p> <p>暴風警報の発表が予想される場合は、市ホームページや防災メール等で、注意喚起している。(危機管理局)</p> <p>< 避難所の窓ガラスの暴風対策、破損防止策について ></p> <p>窓ガラスの破損に備えた飛散防止フィルムの設置、強化ガラスや網入りガラスを設置している。</p> <p>建築基準法に基づく定期点検や学校における日常点検にて不具合を見つけ修繕している。</p> <p>今後はフィルムの劣化状況等を定期点検の項目に加えて適正に管理する。(教育局)</p>
主な質疑等	
質問要旨 (提案者)	<p>飛散防止フィルムと強化ガラス、網入りガラスは日常点検にて修繕しているということであるが、現在、市として何割程度の改修を行っているのか。</p>
回答	<p>飛散防止対策としてフィルムの張り付けや強化ガラス、網入りのガラスということで対策しており、相模台地区で申し上げますと7校が指定されているが、そのうち相模台中学校と麻溝台中学校については強化ガラス、その他の学校についてはガラスフィルムを張り付け、飛散防止をしている状況である。(教育局)</p>

課題事項 3	避難所運営協議会における職員体制と関わり方について
概 要	<p>現在、各避難所には基本的に3名の市職員が配置されているが、災害時の避難所運営各班の役割と照らし合わせると、少なくとも現地対策班との連絡・調整が密に必要となる4班（管理班、情報班、救援物資班、要援護者支援班）には、班長として職員が加わる必要があると考える。そのため、現在の3名から4名体制に増員して欲しい。</p> <p>また、地区内を見ても、いまだ十分に避難所運営協議会が機能していない学校もあり、その原因の一つとしては、協議会を担う委員の高齢化や短期間での交代による経験不足が挙げられる。委員の構成・任期については地域としても課題と捉えるが、一方で、協議会の運営時における職員の役割については、避難所運営マニュアルの中には明確に記されていない。経験の浅い委員をフォローし、協議会が円滑に運営できるようにするために、職員の協議会運営における役割を明確にし、発災時避難所活動の確立と維持のための体制整備に繋げて欲しい。</p>
市の取組等の説明	<p>避難所の運営には、共助の考え方に基づいた地域の皆様の主体的な取組が不可欠であることから、避難所運営協議会に設置される各班の班長は、引き続き地域の皆様に担っていただくことが望ましいと考えている。</p> <p>避難所担当職員は、避難所の鍵開け等の開設準備や開設後の区本部や現地対策班との連絡・調整などを担うとともに、避難所運営協議会の皆様の運営に助言と支援を行うこととしており、責任者1名と、具体的な連絡・調整要員として2名の計3名の体制としている。</p> <p>また、他自治体から派遣される応援職員や、災害ボランティアの方々にも御協力いただき、避難所運営に必要なマンパワーを確保するよう考えている。</p> <p>避難所担当職員は、避難所の開設準備、連絡調整、助言と支援といった役割を通して、被災者支援の取組を進める。</p> <p>避難所運営協議会の皆様が、業務の引継ぎ等でお困りの点があれば、まちづくりセンターや区役所にご相談いただきたい。（危機管理局）</p>
主な質疑等	
質問要旨 (提案者)	基本的には3名の市職員が配置とのことだが、例えば非常に大きな災害が起きた場合、現状の3名で十分なのか、伺いたい。
回答	運営協議会と事前の協議を進め、実際の災害時には対応を図っていただくことから、現状では3名の中で対応したいと考えている。（危機管理局）
質問要旨	各避難所に配置する職員の訓練はどのようにしているのか。
回答	避難所担当職員は、速やかに避難所を開錠できるように、避難所に近い職員を選定している。その中で、各区において避難所担当職員を集めて研修会を開き、避難所にかかわる基礎的な研修を実施している。それぞれ新しくなった職員については研修を適切に実施している。（危機管理局）
質問要旨	避難所運営協議会で市の方に質問しても、納得いく回答が得られないことがある。ぜひ人材育成をお願いしたい。
回答	-

質問要旨	避難所運営協議会が機能していない学校があることについて、どこが一番機能していて、どこの避難所が機能していないか把握しているはずなので、学校長等と話をし、ぜひ機能できていないところについては、立ち上げまでは職員に補助していただきたい。
回答	ご指摘の点について、避難所担当職員とまずお話をさせていただき、問題点について洗い出し、課題解決に向け今後取組んでまいりたい。(危機管理局)
質問要旨	避難所運営協議会の運営会議が終わったら、その情報を各地区で共有することが一番重要ではないか。
回答	-
質問要旨	市の保健師の配置体制はどのように考えているか伺う。
回答	災害発生時には、医療的な手当が必要な方に対応する救護所を設置することになるため、救護所にも担当保健師等が充てられる。災害の状況に応じて、限られたスタッフの中で対応していくと考える。(危機管理局)

その他質疑等	
質問要旨	相模台地区の一部の自治会では、避難所が相武台地区にあり、地区がずれているのはいかなるものか。
回答	現在、相模台まちづくりセンターの管轄区域7カ所について、大まかな避難される人数等を勘案して、相模台小学校であり、桜台小学校等、なるべく近いところを避難所として設定している。今後、そういったご要望があったら、また改めてこちらでも検討してまいりたい。(危機管理局)
質問要旨	避難所運営協議会の構成員は、何年か毎に変わるため、例えば防災専門員の方に協議会の会議に入っていただくことも一つの対策だと考える。
回答	避難所運営協議会の運営要綱を各協議会から提出いただいております。構成員等については、その他協議会が必要とする方について協議会のメンバーとして加えることができるので、そういったルールを踏まえ、防災専門員の方に委員として参画していただくことについては、協議していただき、委員の選出をお願いしたい。(危機管理局)
質問要旨	防災専門員を配置するのはいいが、防災専門員が今2人しかいないので、希望者は積極的に防災専門員になっていただき、避難所の運営にかかわっていただくことが一番重要ではないかと考える。
回答	-